

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月20日

基礎情報

都道府県・市名	秋田県・由利本荘市（ゆりほんじょうし）
合併期日	平成17年3月22日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	秋田県由利本荘市尾崎17番地（旧本荘市）
人口（合併直近の国調）	92,843人
面積	1,209.04㎡
議員定数	30人 （平成17年10月31日まで在任特例適用。記入日現在128人）
関係市町村名	本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	H17.2末日	H12国調	H17.3.21	H12国調
		人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	本荘市	45,062	188.31	24	20.3
	矢島町	6,120	123.63	16	28.6
	岩城町	6,327	108.10	15	27.3
	由利町	6,009	96.53	13	26.7
	大内町	9,562	181.71	18	26.9
	東由利町	4,722	150.17	14	31.6
	西目町	6,771	38.06	13	22.6
	鳥海町	6,705	322.53	16	28.9
合計	-	91,278	1,209.04	129	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

関係市町村	市町村名	平成16年度当初予算			指定団体等の指定状況	平成15年度決算 財政力指数
		歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）		
関係市町村	本荘市	19,230,000	4,724,001	4,240,000	低工など	0.504
	矢島町	4,325,000	362,564	1,700,000	過疎など	0.212
	岩城町	4,157,000	429,561	1,500,000	準過疎など	0.220
	由利町	4,706,000	344,292	1,650,000	過疎など	0.185
	大内町	5,942,208	533,489	2,072,192	過疎など	0.201
	東由利町	3,893,000	267,979	1,732,519	過疎など	0.146
	西目町	3,188,047	476,036	1,038,000	低工など	0.325
	鳥海町	5,686,000	345,608	2,370,000	過疎など	0.147
合計	-	51,127,255	7,483,530	16,302,711	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年1月15日	解散年月日：平成17年3月21日
内容	名称：本荘由利一市七町合併協議会 委員数：41人 構成：市町の長、各議会議長、各議会より推薦された議員1人ずつ、各市町長が定めたもの2人ずつ（1市町あたり5人の計40人）と学識経験を有する者（県職員）1人、合計41人	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度	
基本計画の主要項目	1. 合併の必要性 2. 新市の概要 3. 住民の意向と新市まちづくりの課題 4. 新市まちづくりの基本方針 5. 新市まちづくりの基本施策 6. 公共施設の適正配置と統合整備 7. 財政計画	
旧市町村庁舎の利活用	旧本荘市役所を本庁及び総合支所庁舎とし、各町役場を総合支所として活用。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1と2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 年 7ヶ月（平成17年10月31日まで）
議会の議員の報酬額	旧本荘市の例。ただし、在任特例期間中は、議長及び副議長以外の議員の報酬は旧市町議会議員の報酬額をそれぞれ適用。	
地域審議会の設置について	有	
内容	地方自治法第202条の4に基づく、地域自治区設置を条例にて規定しているため、同法202条の5による地域協議会を設置	
地方税に関する特例	無	
内容	特になし	
合併特例債発行限度額（億円）	460億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。（例：庁舎の位置 等） 1. 合併の方式 新設合併 2. 合併期日 平成17年3月22日 3. 新市名称 由利本荘市 4. 新市の事務所の位置 本荘市に置き、当分の間、新庁舎の建設は行わない 1市7町の各庁舎に総合支所を置く 5. 財産及び債務の取扱い 全て新市に引き継ぐ 6. 議会議員の取扱い 在任特例を適用し、平成17年10月31日まで在任 7. 農業委員会の委員の取扱い 在任特例を適用し、平成17年7月31日まで在任 8. 一般職員の取扱い 全て新市の職員として引き継ぐ 9. 新市の事務組織及び機構 住民サービスを低下させないよう、十分配慮する 10. 1市7町の区域ごとに、地域自治区を設置する
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	・新市において調整する事務事業の速やかな調整 ・広域となる新市の地域格差の是正